

第5回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成23年1月26日(水) 18時00分～21時45分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、伊藤壽紀委員、内海優委員、河村保輔委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上17名)

※欠席 石井庄太郎委員、椎名博信委員、深沢規夫委員(3名)

市側出席者 金子企画部長、石毛都市計画部長、宮澤市民生活部長、杉田都市計画課長、福田広報課長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三輪、市川、矢野、松丸)

傍聴者 0名

議事内容

1. 前回までの検討事項について
2. 分野別計画 第7章
3. リーディングプランについて
4. その他

(事務局)

一資料2「総合計画と総合計画審議会の役割について」説明

- ・第4回総合計画審議会の際に、個別計画や実施計画の基本計画との関係について何人かの委員の方からご発言がございました。そのあたりの関係について、共通認識をお持ちいただきたいと思いご用意いたしました。まず、総合計画とはということでご紹介させていただきます。総合計画は、地方自治法第2条第4項を根拠とする自治体の全ての計画の基本となる計画でございます。こちらに第2条第4項を引用してございます。「この議会の議決を受けて、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め」ということが地方自治法で規定されているところでございます。この基本構想を受けまして、概ね10年程度の行政計画を示すものとして基本計画がございまして。さらにその間に3年から4年程度の具体的な施策を示すものとして実施計画がございまして。この基本構想、基本計画、実施計画という3つの計画を合わせて、船橋市では総合計画と呼んでおります。また、この総合計画という言葉の中には、様々な行政分野を横断的に、市政全体を見渡すという意味での総合というような意味もございまして。こちらに簡単に基本構想、基本計画、実施計画のご紹介をさせていただきます。まず、基本構想とは、将来のあるべき姿を示すもの、船橋市の場合には「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を将来都市像として掲げているところでございます。基本計画とは、この基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めたものでございます。計画期間内に取り組むべき課題と施策を分類・整理して、基本的な方向性を示

します。こちらの基本計画には、主要な施策や事業は掲載いたしますが、ニーズの変化や財政状況に応じて対応する必要のある個別・具体的な事業については、基本的に掲載いたしません。次に、実施計画・個別計画についてですが、そういった基本的なことを記載する基本計画に対して、実施計画は財政的な裏づけを持たせながら、具体的な事業を記載していくものでございます。現行の基本計画の下では、計画期間4年間です。新しい基本計画の下での実施計画は来年度作っていくということになっておりますので、計画期間を含めて現在のところは白紙の状態でございます。また、基本計画の下に、各種の個別計画がございます。例えば、「ふなばし健やかプラン」ですとか、「船橋環境基本計画」といったものでございます。このような個別計画を分野ごとに策定いたしまして、分野ごとの行政に対応する方向性や施策、事業等を定めております。基本計画、実施計画、個別計画の関係といたしましては、市政の基本的なもの、重要な施策については基本計画に記載しますが、分野ごとの詳細な施策や事業は実施計画や個別計画に記載するという関係にあります。ただし、個々の事業を予算化して事業の執行につなげていくためには、原則として上位計画である基本計画に、その事業の根拠となるような施策や方向性が位置づけられている必要があるということです。こういったことのために、現在皆様に市政の全般について、基本的な方向性というところでご議論いただいているところでございます。

- ・最後になりますが、総合計画審議会の役割についてでございます。総合計画審議会は、市の総合計画に関して必要な事項を調査・審議するために設置される審議会でございます。今回は、特に後期基本計画の策定に関する部分で、諮問に対する答申をいただくということを皆様にお願ひしており、市の庁内策定組織が作成した後期基本計画の素案について市民の立場や専門的な知見から調査・審議して必要な提言を答申として行っていただきます。なお、答申のイメージですが、答申の本文と意見集という2つの構成で作っていくことを現在考えております。そして、審議会を通して皆様からご発言いただきましたご意見は全て基本的に意見集に掲載いたします。その中で審議会全体の意見として合意されたものを答申文に載せるということで作成してまいります。次回の第6回の審議会ではこの答申文の文案についてご議論いただきたいと考えております。審議会全体で合意された意見の中でも、少し具体的なものについては基本計画の範疇としては書きにくいものもございますので、そのような場合には考え方や施策の形に抽象化して答申の中に入れていくということもあるということで、ここに記載させていただいております。以上でございます。

(会長)

- ・細かい事業の話は、実施計画の方に記載すべきものということで、この基本計画を審議している場では、対応できない場合があるということです。
- ・他の自治体では、基本構想だけを審議会にかかるようにする場合があります。この場合は非常に抽象的なことばかりやっていて、具体的な事業が出来ずストレスを感じてしまうようなところがあります。基本計画は少し具体的な方向性などが見えてくるので、基

本構想だけよりは審議しやすいのですが、逆に実施計画で細かい事業まで議論すると、これはこれで大変になります。中間的なところで、基本計画を議論するという形は一つの方法かと思います。

- ・答申の書き方についても、いただいた個別の意見を答申の中に盛り込むものと、意見集の中で箇条書きにしていくものと2つありますので、ここでご発言いただいたものがなくなってしまうということはありません。

1. 序論について（その2）

（事務局）

一資料3「第2回総合計画審議会 小委員会 決定事項について」

- ・それでは、先日開催されました小委員会での決定事項について説明させていただきます。資料の3をご覧ください。第3回、第4回における積み残し事項を整理するために会長副会長を含め10名の委員の皆様にご参加いただきました。
- ・議論の中身ですが、まず、1. 基本計画と総合計画審議会の役割については、先ほど事務局より説明させていただいた通りのものでございます。
- ・続きまして2. 小委員会でご検討いただく事項について、ご覧のとおり10個の議題についてご議論いただきました。順に説明させていただきます。
- ・1番目、子供や女性への虐待・DV防止策についてですが、これは有馬委員からのご意見で、特に女性のDV等の被害防止のため、一時避難の場所を地域に作る事業は計画に盛り込めないか、という点についてでした。まず、事務局より現在、市から県のサポートセンターへ紹介したケースについてはすべて県の施設で受け入れてもらっていること、また、市の支援体制から漏れてしまうDV被害者もいるという有馬委員のご指摘を受けて、市民と直接接する市職員の研修や相談体制の充実が必要な旨について説明した上で、議論が行われました。
- ・個別具体的な取り組みを記載する個別計画と、基本的な方向性を示す基本計画の役割分担や、一時避難所を明確な形で計画書に盛り込むことの危険性などの議論が行われ、最終的に小委員会としてはシェルターの設置そのものは明記しないが、DV被害者へ必要な支援を行っていく、という主旨で記述の充実を図ることで結論が出ました。
- ・2番目、病児病後児保育の充実についてですが、こちらも有馬委員からのご意見で病児・病後児保育の充実を計画書に記載できないかという内容でした。事務局より現在の施設数と利用状況について説明を行った上で議論が行われました。小委員会では、船橋市の規模として3カ所は十分とは言い難いことを踏まえ、病児・病後児保育の充実をなんらかのかたちで加筆することとなりました。
- ・3番目、生涯学習・生涯教育についてですが、こちらは斎藤委員からのご意見で今後の方向性や生涯学習の視点から家庭教育、学校教育、社会教育を総合的にとらえること、また、第2次生涯学習基本構想・推進計画についても触れるべきでは、という内容でした。

- ・小委員会には斎藤委員がご出席できない中、個別に協議させていただいた上で、その内容を事務局から説明し、小委員会では生涯学習の定義や、家庭・学校・社会教育相互の連携・協力について、現状と課題の中で明確にしていく方向で結論が出ました。
- ・4番目、地域で子供を守り育てる環境についてですが、こちらは斎藤委員、村田委員からのご意見で家庭や地域で、今何が問題となっているかを明確にすべきでは、という内容でした。こちらもちょう斎藤委員より再度意見の趣旨を伺った上で、事務局で家庭教育の定義、現在の問題点、地域に何が必要かについての記載の方向性を説明し、小委員会での方向性について承認されました。
- ・5番目、子供が自己肯定感を持てるような方向性について記載できないか、というまき委員からのご意見でした。
- ・事務局で、現状と課題において、具体的には生命の尊重や他者への思いやりなど、様々な要素が必要とされている中、一要素のみを記載することは困難であるため、「豊かな心の成長」などの表現を使用している旨を説明した上で議論が行われました。
- ・こちらについては様々なご意見がありましたが、現在の重要なキーワードとなっていることから、最終的には小委員会として、目指すべき姿のなかで自己肯定感について追記していく方向で結論が出ました。
- ・6番目、中小小売店舗への支援等についてですが、こちらは金沢委員からの中小零細企業への支援を明確に打ち出してほしいという意見と、椎名委員からの従来からの商店などが資本力の差を乗り越えられず、閉店することが買い物難民やコミュニティの場の消滅につながっており、大型店が地域の商店会に加入していないことが問題であるというご意見でした。
- ・こちらについては、小委員会では、中小小売事業者は、本市経済や地域社会において重要な役割を果たしているため、その経営の改善や活性化に向けた支援を行っていくことや、市民ニーズや買い物弱者対策など社会情勢に応える商店街の取り組みを支援していく旨を記載する方向で結論が出ました。
- ・7番目、起業支援と開業率についてですが、こちらは市全体の開業率も指標にできないか、という河村委員からのご意見でした。こちらについては現在開業率として把握できるものは2,3年に一度国で実施する統計調査となり、毎年取得は困難であることと、参考として市の開業率について説明を行いました。なお、事業所数については、小委員会において「毎年取得できる」と説明していましたが、こちらもちょう開業率と同様に国の統計に基づくものであり2,3年に一度の数値取得となります。小委員会としては、ベンチャープラザの稼働率に加えて、開業率や事業所数に関わる何らかの指標を設定することとし、具体的にどのような指標を設定するかは、事務局で検討することとなりました。
- ・8番目、職業教育についてですが、こちらは、まき委員からのニート問題について職業教育が重要であるというご意見と、斎藤委員からの若者が地域社会の実態を知らないなか、魅力ある職場のPRが重要であるというご意見でした。こちらにつきましても、小委員会において、関係機関との連携により、若者等が社会や企業の実態にふれ、自らの職業分野適性を認識するためのインターンシップ等を推進し、就労支援や自立支援など

を行っていく旨を追記する方向で了承されました。

- ・9番目、畜産業についてですが、こちらは川井委員より畜産業の振興について具体的な記述がほしいというご意見でした。小委員会では、畜産業のみならず1次産業全般に対する危機感の認識と、今後希望の持てるような施策が必要だといった議論があり、畜産業だけでなく、農業全般を対象として、6次産業化や地産地消など、その振興に向けた取り組みの記述をしていく方向で了承されました。
- ・最後に10番目です。生産の場と直結した船橋らしい消費生活についてですが、こちらはまき委員からのご意見で生産の場と直結した消費生活が成り立つ船橋の特徴について記載すべきという内容でした。
- ・こちらにつきましては小委員会で、農業体験や食育など、食べ物がどのように作られているかを身近に見ることができることを踏まえ、食の生産現場と消費者の近さを活かした、消費者が学べる環境や地産地消、豊かな消費生活について加筆するとともに、施策3として「豊かな消費生活の実現」を追加し、主要事業として、地産地消の推進を追記することとなりました。
- ・小委員会での決定事項の説明は以上となります。

(会長)

- ・小委員会の出席者の方には内容を確認していただき、また、小委員会に参加していない委員の方々には、この資料の結論について問題が無いか回答していただきたいと思えます。
- ・有馬委員からのご指摘である「(1) 子どもや女性への虐待・DV被害防止策」についてご意見はありますか。

(有馬委員)

- ・基本的には小委員会に委ねると発言しておりますので、この結論で問題はありません。
- ・ただし、千葉県女性サポートセンターは相談事業が主たる事業であり、一時保護はその危険が高く、離婚等の自己決定をされた方々の自立支援のための事業である。今日、明日が危険で緊急に避難する場所ではないことに留意してほしい。
- ・また、(2)については、船橋市は市域が広いため、受益者の範囲を増やしていくためには、場所を増やしていくべきだと思う。

(会長)

- ・次いで、「(2) 病児・病後児保育の充実」について、有馬委員からご意見はありますか。

(有馬委員)

- ・船橋市は市域が広いため、受益者の範囲を増やしていくためには、規模の問題というよりは場所を増やしていくべきではないかと思えます。

(会長)

- ・小委員会で、具体的な場所については検討していませんが、船橋市は市域が広く、3箇所では心許ないのではないかという議論になり、その必要性について小委員会の委員の皆さんはご確認いただいたと思います。
- ・次いで「(3) 生涯学習／生涯教育」についてはどうですか。

(斎藤(哲)委員)

- ・「(3) 生涯学習／生涯教育」については、小委員会の判断に委ねたいと思います。

(会長)

- ・その点については、次回の審議会に素案らしいものを作っただけということなので、それを見て詰めていきたいと思います。
- ・次に、「(4) 地域で子どもを守り育てる環境等について」ですが、村田委員は小委員会に出席されていたので、これでよろしいですか。

(斎藤(哲)委員)

- ・「(4) 地域で子どもを守り育てる環境等について」ですが、定義よりも家庭教育の重要性について触れた方がわかりやすいのではないのでしょうか。また、問題点とは、具体的にどういったことを問題点とするのか、親の責任と役割についても少し議論する必要があるのではないかと思います。

(会長)

- ・その点については、次回の審議会では修正文案が示される予定になっています。その際に、改めて議論した方がよいと思います。また、斎藤委員はこの分野のご専門なので、事前にご意見をお聞きすることになるかと思います。
- ・「(5) 子どもが自己肯定感を持てるような方向性について」、「(6) 中小小売店舗へ支援等について」、「(7) 起業支援と開業率について」、「(8) 職業教育について」、「(9) 畜産業について」、「(10) 生産の場と直結して船橋らしい消費生活について」のそれぞれのご意見については、ご指摘された委員の皆さんが小委員会に出席されていたため、特に問題はないということでもよろしいですか。
- ・なお、「(8) 職業教育について」については、斎藤委員からも意見が挙げられていましたが、何か意見はありますか。

(斎藤(哲)委員)

- ・インターンシップについて盛り込まれているのでよいと感じました。
- ・若者たちが地域社会との接点がない生活になっているので、積極的にアプローチしていく手立てをどうしていくのかという問題があります。
- ・また、これからの議論になりますが、企業側の受け入れが確保できるのかという問題が

出てくるかと思えます。

(会長)

- ・小委員会での議論の確認については、これでよろしいですか。
- ・第4回審議会での積み残し事項の整理に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

－資料4「積み残し事項の整理」、資料5「積み残し事項（別紙）」について説明

- ・第5章の内容からの説明になります。
- ・資料4の1番目、村木委員からのご指摘。「今後市街化調整区域の中での開発をどのように抑制していくのか、農業サイドと都市サイドの調和について、踏み込んで記載出来るとよい。」続きまして、2番目、北澤委員からのご意見。「農地の多面的な機能を重視するのであれば、どのくらい農地を確保するといった具体的な記載ができないか。」こちらは、148ページの5-1-1の内容についてのご意見で、別紙という形で補足説明の資料を作成しました。資料5の1ページをご覧ください。まず、船橋市では既成市街地内に農地が多いという特徴があります。市内の緑地面積は依然として少ないため、生産緑地制度などにより、多面的な機能を持つ既成市街地の農地を維持・活用していくという考えで、本文中に「農地と住宅地の調和」という形で施策の方針にあげています。また、市民と環境が共生する豊かなまちをつくることを目的として、平成7年に「環境共生まちづくり条例」を定めています。この内容については、2章、2-1-3に記載しており、主要事業としてもあげています。市街化調整区域については、環境共生まちづくり条例などに基づき、引き続き開発の規制・誘導を行っていくという考えです。5章では、これらを踏まえ、都市計画マスタープランに基づく土地利用の規制・誘導を5-1-1の施策1で主要事業としてあげています。
- ・資料4に戻りまして、3番目、村田委員からの「屋外広告物の規制・誘導について、市から具体的に指導するほどの強い施策であると良いと思う。」というご意見。こちらにつきましては、右の欄に説明を書きました。現在、市では、屋外広告物条例等に基づき、パトロールを実施し、注意を促すと共に、法律上その場で撤去出来るものはしています。また、特に広告物の多い船橋駅・西船橋駅・津田沼駅周辺では、市・県・警察で合同のパトロールを実施し指導を行っています。今後も安全の確保や良好な景観の形成に向け実施していく考えではありますが、基本計画での記載は現在の本文中の記載のレベルでと考えています。
- ・続きまして、4番目、村木委員からの「市民のまちづくりを進めるための条例などについて記載することを検討してはどうか。」というご意見。こちらについては、市民参加の充実や宅地開発の課題に対する調査研究は随時行っていますが、総合的なまちづくり条例の制定を目指して研究するという事は現時点では考えていません。現在の環境共生まちづくり条例などのまちづくりに関する条例の充実が重要であると考えているため、記載は考えていません。

- ・続きまして、5番目、まき委員からの「5-1-1の施策に書いてある市民参加のまちづくりは、現行計画では小分類でたてられているが、後期計画ではやや位置づけが下がった気がする。それで良いということか。」というご意見。こちらについては、素案の36ページに、5章の体系図が書かれています。現行の体系が4段階構成であるのに対し、この後期基本計画では3段階で構成しています。後期基本計画の施策は現行計画の小分類レベルの位置づけと考えています。今後も市民参加のまちづくりは重要であると考えており、位置づけを下げたとは考えていませんので、体系を見比べてご確認いただければと思います。
- ・続きまして6番目、川井委員から「5-2-1魅力あるバイエリアの創出の基本方針の文章を見ると、ハコモノを造るといった印象を持ってしまう。三番瀬の後背地の景観形成など、自然環境の保護・形成についての取組みについて触れるべきである。」というご意見。続いて7番目も、同じく5-2-1について、「郷土景観を保全するというような文言を加えればいい。」とのご意見。こちらについて、海を活かしたまちづくりの中では、船橋の持つ環境・観光・経済特性を活かし、海までのネットワークを含めたまちづくりを目指しています。ご指摘の点について、もう少し表現を加えるのであれば、まず、目指すべき姿を「にぎわいや潤いがあふれるバイエリアが・・・」というように、「潤いがあふれる」という文言を加えるということ。また、施策の方針を「・・・船橋市のもつ海や川等の自然や商業集積を活かした・・・」というように、「川等の自然や」という文章を加えるということが考えられます。なお、市の全体の景観形成については、5-1-1の施策3で述べています。こちらの修正については、後ほどご議論いただければと思います。
- ・次に8番目、村木委員から同じく5-2-1について、「海を活かしたまちづくりには三番瀬についても記載されている。三番瀬については隣接自治体や県との連携も必要であるので、行政間の連携について記載してはどうか。」というご意見。三番瀬の保全・再生については、2章、2-1-3に詳しく記載しており、行政間の連携が必要不可欠である点もここで記載しています。しかしながら、三番瀬以外でも、この海を活かしたまちづくりでは、関係自治体と連携が必要な事業もあるため、施策1の文章を「市民、事業者、NPO、大学との協同や、関係自治体との連携により、・・・」と文言を追加することが考えられます。こちら後ほどご意見をいただければと思います。
- ・続きまして2ページ、9番目、斎藤（哲）委員から「里山をいかに保全していくのか、市民とどう活用していくのか、という内容も必要であると思う。」とのご意見。ご指摘の点については、2章、2-1-2、74ページに、里山の保全や、市民との連携による緑の保全と創出について施策をたてています。
- ・10番、11番、12番のご意見については、別紙で資料を作成しています。資料5の2ページをご覧ください。
- ・まず、村田委員からは、5-3-1、施策4において、「単なる道路補修ではなく、もう一步踏み込んで人を考えた対応を記載して欲しい。」とのご意見。
- ・11番目の斎藤（哲）委員からは、「生活している人の目線での道作りを考えて欲しい。」

とのご意見。

- 12 番目の本木委員からは、「高齢化が進む中で、坂道を高齢者が歩けるような対策がとれないものか。こういった対策も含めて、人にやさしいまちづくりを考えていると理解してよいか。」とのご意見。
- これらにつきましては、補足説明を用意しています。まず、歩道の段差解消等のバリアフリーに関する施策は、5-1-1、施策2のバリアフリーのまちづくりの中でも記載しています。また、安全なまちづくりについては、歩道の整備や交差点改良等のほか、コミュニティ道路の整備やあんしん歩行エリア計画による整備などを行う事により、人にやさしいまちづくりを考えています。この下の囲いの中に、コミュニティ道路とあんしん歩行エリアの簡単な説明を記載しています。坂道への対応としては、立地や道路の構造上の問題もありますが、手すりに代わるガードパイプの設置や、坂道の途中にベンチの設置を検討することなどを踏まえて、バリアフリーのまちづくりや人にやさしいまちづくりを考えています。また、5-3-2に、交通不便地域対策を行う上での交通不便地域を設定する際には、丘陵地等の高低差、大規模施設の立地、河川や幹線道路による分断に対して考慮しています。
- 資料4に戻りまして、13 番目、村田委員から「5-3-1、施策5で、道路安全施設と記載されているが、もう少し具体的な名称が入るとわかりやすい。」とのご意見。こちらについては、施策5の本文中に、「照明、標識、防護柵等の道路安全施設」と記載していますが、よりわかりやすい表現にするのであれば、「道路照明、道路標識、ガードレールやガードパイプなどの交通安全施設」という表現に修正することが考えられます。こちらの内容について、後ほどご議論いただければと思います。
- 続きまして、14 番目、山下委員からのご意見ですが、こちらについては、第4回審議会の開催前に、山下委員より事前に質問をいただき、事務局より回答させていただいたのですが、その回答内容に対するご意見を前回の審議会でもいただきました。当初いただいた質問としては、157 ページの施策1、本文中にある新駅の設置について、具体化しているのかといったご意見でした。事務局から、「東葉高速線については、現在検討している海老川上流地区のまちづくりと併せて研究を進めるということ。東武野田線については、現在は駅間の距離の関係から請願駅となることから、周辺の土地利用に併せて検討していく。」という回答をいたしました。この回答に対して、前回の審議会でも、「野田線について請願駅となるのであれば、その旨を記載したほうがよいのでは。」とのご意見をいただきました。こちらについては、現時点においては請願駅となる可能性が高いのですが、今後、例えば区画整理事業を行うなど大規模な開発を行うといった場合には、請願駅でなくなる可能性もあります。土地利用を含めて研究を行っていくという考えであるため、基本計画では請願駅を記載することは考えていない。」ということです。
- 15 番目のまき委員からの「5-4-1、158 ページについて、施策や事業からは安らぎという印象は感じられない。」というご意見。こちらについては、市街地整備は「都市計画マスタープラン」などにに基づき、交通の利便性や自然との共生、景観などに配慮し進めています。良好な住宅市街地の形成という観点から「安らぎ」という言葉を使用し

ています。

- ・ 続きまして、16 番目、金沢委員からの「5-4-1 で区画整理事業についての記載があるが、近年の社会情勢や船橋市で現在施行中の土地区画整理事業の実態を見ると、安易に区画整理を進めるということは記載しにくいと思う。」とのご意見。こちらにつきましては、区画整理事業は、市で行うものの他、土地所有者または借地権者が組合を設立して行うもの等がある点を踏まえた上で、地域特性に応じた良好な市街地の形成のための一つの手法として、区画整理事業を記載しています。また、現在施行中の事業もあることから計画書に記載しているということです。
- ・ 続きまして、17 番目、本木委員からのご意見ですが、別紙を用意しています。別紙の 3 ページをご覧ください。「5-4-1 の指標で、土地区画整理事業の整備完了面積を設定しているが、市民から見ると面積だけではわかりづらい。」というご意見です。まず、補足説明として、現在「土地区画整理事業の整備完了面積」の現状値は、市内の土地区画整理事業の整備完了面積、目標値については現状値に現在施行中の 2 つの区画整理事業の整備完了面積を足した数値としています。真ん中にある表は、市内の区画整理事業の一覧となっています。個別の数値については記載していませんが、3 ページの一番下に、数値の根拠を記載しています。対応方針としては、現在施行中の 2 事業に対しての指標に変更し、備考欄に具体的な事業名称を書くということが考えられます。こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会で引き続きご議論いただければと思います。
- ・ 第 5 章の内容については以上となります。
- ・ 引き続き、第 6 章について説明いたします。
- ・ 資料 4、18 番目の有馬委員からのご意見と、19 番目の武藤会長からのご意見です。こちらにつきましては、別紙を用意いたしました。別紙 5 ページをご覧ください。まず、有馬委員からの「必要な情報を必要な人に伝える仕掛けが必要である。ウェブサイトのアクセス数が高くても情報が行渡っているとは言えない。また、『多様な媒体』『多様な手法』という表現がこの素案の中に出てきますが、これについては分かりにくいので具体化できないか。」とのご意見。また、武藤会長からは、「ウェブサイトよりも広報紙が重要。広報紙が適切に配られているかを指標とできないか。」という意見をいただきました。こちらについては、補足説明として、実際どのような形になっているのか、表を用意しました。こちらは、毎年船橋市が実施しています「市民意識調査」の中から、「市の事業やイベント等を知るための媒体」としては、何から知りますかというような質問に対する回答の変遷です。左に、広報ふなばし、市のホームページ、船橋だより（千葉テレビ）、ふなばし CITY・NEWS（ケーブルテレビ）、データ放送（ケーブルテレビ・千葉テレビ）、電光掲示板（JR 船橋駅・津田沼駅）、フナバシ・タウンクルーズ（BAY-FM）、携帯サイト、その他、無回答ということで、対応性がこのようになっています。また、右の方を見ていただくと、お気づきになるかと思いますが、途中であまり需要がないとやめてしまっているものに関しては斜線になっています。また新たな媒体として登場してくるものがありまして、時代に合わせてニーズを見ながら媒体を変えていくという状況

があります。全体の傾向として顕著なのが、「広報ふなばし」ですが、平成 18 年には、89.6%、これが徐々に減っていき、平成 22 年には 75.7%になっています。一方少しずつですが、「市のホームページ」、「携帯サイト」の需要が増えています。携帯サイトはテレモ自治体情報を使っていたのですが、現在はモバふなに移行し、中身が更新され良くなっています。一方、「その他」の中に、「方法を得ていないという人」の数が、平成 20 年以降、1.5%、1.6%、2.9%というように、少ない数ではありますが徐々に増えているという状況があります。

- ・「広報ふなばし」の配布状況ですが、基本的には新聞の折込みになります。新聞を購読していない世帯は、公共施設等で受けとれない場合について、ポスティング、あるいは昔なら郵送という形でお届けしていました。この配達の世界数と合計の関係は平成 15 年頃には、全世帯数が 230,000 世帯のところ、ほぼ合計で 230,000 世帯に届いています。全世帯数よりも合計が多くなっているのは、市境付近で、隣の市にまで届けているものがあつたりするためです。新聞を購読されている世帯が減っていく中、郵送やポスティングについても、一度申し込むとそのままになっているという傾向もあり、平成 19 年で一度配布の必要性を尋ねたところ、半減するということもあり、世帯数が減っているという状況です。
- ・このようなことを踏まえて、市の考え方としては、社会全体の状況として新聞購読世帯が減少するなど、情報伝達の手段が「紙媒体中心」から「インターネット等を含む多様な形態」にシフトしている中で、紙媒体である広報紙を中心とする体制から、多様な生活スタイルに合わせて必要な情報を届けられるように多様性を持たせる方向でいくことが重要ではないかというところではあります。このため、「広報ふなばし」の内容の充実には今後とも努めてまいりますし、「広報ふなばし」から情報を得られる方が多いことも重要な事実ではありますが、「広報紙が適切に配られているか」を指標とするのは難しく、あまり指標としては適切ではないのではないかと考えています。
- ・対応方針としては3つあります。ひとつには、「多様な媒体」または「多様な手法」といった言葉の内容が分からないということについては、①施策1の主要事業の「多様な媒体」に、「広報紙のほか、ホームページなど」のように例示を付け加え、②施策2の主要事業の中の「多様な手法」に、「郵送のほか、窓口やウェブサイトの活用など」というように例示を付け加える。また「市民意識調査」と書いてあるところは、「市民意識調査等」というように「等」を付け加えるというようなことで対応したいと考えています。さらに、③指標については、「市ウェブサイトのアクセス数」を伸ばしていくということに関しては、行政としてはがんばりたいという気持ちがありますので、残したいと考えています。その上で、「情報を得ていない市民の割合」を追加することで、いろんな人にいろんな手法で届けるということを追っていければよいのではと考えています。
- ・資料4に戻ります。20番の斎藤（忠）委員からの「6-1-2、施策1について、情報バリアフリーについて踏み込んだ記載がほしい。」というご意見です。別紙の7ページをご覧ください。情報バリアフリーに対する取り組みとしては、「広報ふなばし」の

点字版及びカセットテープに録音した「声の広報」の作成・発行を行っています。

- また、市の刊行物の一部に、音声コードによる活字読み上げ装置に対応した文字情報を切手大の記号に変換した SP コードの掲載を普及させているところです。
- さらに、ウェブサイトについては、閲覧支援ソフトを用いることで、「音声読み上げ／文字拡大／画面配色切り替え」等が可能なため、紙媒体よりも視覚障害者への対応につながると考えています。
- こういったことを踏まえ、対応方針としては、6-2-1 施策 1 多様な媒体による市民に対する情報提供の本文中に、「高齢者や障がい者等の利用に配慮して情報バリアフリー化を進め」等の文言を追加することを考えています。
- 資料 4 に戻ります。21 番、本木委員からの「6-2-1 の町会加入率を指標としていることについて、分母である市内全世帯数が増えて、それにより加入率が下がる傾向がある。こういったものが指標としてふさわしいのか。」というご意見です。これについては、事務局が担当課と相談した結果、指標を「町会加入率」ではなく、「町会加入世帯数」に変更するという方法があるのではないかと考えています。
- 次に 22 番、山下委員のご意見です。別紙の 8 ページをご覧ください。こちらも第 5 章の「請願駅」の問題と同じように、山下委員から事前にご質問兼ご意見をいただいて、それに対して回答させていただいており、それについて、前回の審議会の時に山下委員から重ねてご意見があったものです。内容は、「6-2-1 について、地域福祉関連団体連絡協議会が市内 4 地区で組織されており、様々な福祉サービスがワンストップで行われるようになっている。この協議会がない地区では対症的法的になっており、この協議会があるのとないのとでは差ができてしまう。他の地域でも具体的に進める案はできないのか。」というご意見です。
- これについては、補足説明を用意しています。「地域福祉関連団体連絡協議会」は、地区社協が中心となり、町会・自治会・民生委員、NPO、地域型在宅介護支援センターなどの地域にある福祉関連団体同士が連携して、地域の福祉問題について協議する協議会で、現在、市内 4 地区に立ち上げられているところです。しかしながら、「地域福祉関連団体連絡協議会」が組織されていない地区でも、他地区内の諸団体が連携を図り、地域の福祉課題に対応している地区もあります。
- このような組織が地区コミュニティごとに確立されていくことは、地域福祉推進のために重要であると考え、市としてもその設立について側面的な支援を行っています。
- この側面支援については、素案 49 ページの 1-2-1、施策 1 の「福祉活動のための体制整備」の中で、主要事業として掲げている「地域福祉支援員による地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援」で、設立に対する支援を謳っています。
- しかしながら、「地域福祉関連団体連絡協議会」は、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」に記載されており、現在改定作業中の「第 2 次船橋市地域福祉活動計画」にも引き続き位置づけられる予定です。
- 「地域福祉関連団体連絡協議会」の設置主体が地区社協であること、また、地区ごとの実情に沿った組織化が必要であり、地域の意向を無視して進めるべきものではないこと

から、具体的な記載については、市の計画ではなく、社会福祉協議会が策定している「船橋市地域福祉活動計画」に譲るべきものと考えています。こちらについても、後ほどご議論いただければと思います。

- ・次に 23 番の本木委員のご意見です。別紙の 9 ページをご覧ください。「6-2-1、施策 2、主要事業の「地域内の連携を深め自立したコミュニティを形成するための新たな制度の導入」のイメージを伺いたい。」とのご意見です。これについて、補足説明を用意しました。市もまだ明確な指針を持っているわけではないのですが、国（総務省）の方で、地域の多様な主体が力を結集し、相互に連携・分担して住民のニーズに対応した公共サービスを効果的・効率的に提供していくことのできる「新しい地域協働の仕組み」を作る必要があるということ、を、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の報告書の中で述べています。
- ・こういったことを受け、本市においてもこれまでのコミュニティの役割を重視しつつ、「新しい地域の協働の枠組み、仕組み」として、自治会や町会などの地縁団体をはじめ、地域社会福祉協議会、NPO、マンション管理組合、事業所など多様な主体を、総合的・包括的にマネジメントする組織の構築が必要であるという問題意識を持っています。実際のところ、これをどのような形で作り上げていくのかという手法についても、出来上がりのすべてについても、まだまだこれから地域の皆様と協議する中で見定めていきたいと考えているところです。
- ・次に、24 番、25 番、金沢委員、斎藤（哲）委員のご意見です。
- ・まず、金沢委員の「男女共同参画センターの相談件数について、目標値を現状値より多い数字としているのは、男性相談を主に増やそうという考えからか。」というご意見。
- ・また、斎藤（哲）委員からは、「相談件数は本来、減少していくことが望ましいのではありませんか。」とのご意見です。
- ・対応方針としては、人権や男女平等に関する問題については解消が望まれる一方、初期の段階から相談しやすい体制づくりを進めることで、DV 等、問題の深刻化を未然に防ぐことにつながることから、市としても重要と考えています。このため、男性相談のほか、DV 等に関する相談も含め、男女共同参画センターにおける相談件数を指標とし、これを増やしていくことを目指すものとなりました。
- ・次に、26 番、27 番、28 番の金沢委員、斎藤（哲）委員、まき委員のご意見です。
- ・まず、金沢委員から「6-3-1、施策 1、主要事業の『就労・仕事と生活の両立支援』に関しては、『制度の周知』のみでなく、『ならびに支援』とできないか。」というご意見です。
- ・また、斎藤（哲）委員からは、「民間企業に対しての啓発活動や理解促進が重要。」とのご意見です。
- ・まき委員からは、「男女共同参画社会の形成上、重要であるため、就労環境の整備を 6-3-1 の施策 2 に盛り込むべき。」とのご意見です。
- ・これらのご意見への対応方針としては、就労や仕事の両立支援については、制度の周知のみでなく、保育や介護等の環境整備にも努めており、現在策定中の「第 2 次男女共同

参画計画」においても、位置づける方向で検討中です。このため、施策1の主要事業を、「就労、仕事と生活の両立に関する制度の周知・支援」と変更したいと考えています。併せて、施策1のタイトルが、男女共同参画の意識啓発となっていますので、今変更した内容にはふさわしくないため、男女共同参画の環境整備を指すものに直す方向で検討したいと思います。なお、就労環境の整備については、施策1に盛り込んでいくということで、施策2には再掲しないことと考えています。民間の企業については、市は指導等の権限を持っていないため、実際には、関係機関との連携及び周知、啓発が中心となります。

- ・次に29、30、31、32番のご意見です。
- ・まず、村田委員の「6-3-1、男女共同参画については、子どもの時からの男女が互いを理解する教育が重要だと思う。」というご意見。
- ・斎藤（哲）委員からは、「6-3-1の『現状と課題』の中で、男女が互いの本質を理解し合っていくという面を明確にできないか。男女が相互理解を図る場として、家庭だけでなく、学校を活用できないか。」とのご意見。
- ・まき委員からは、「6-3-1に『男女平等教育の推進』という文言を入れるべき。」とのご意見。
- ・村田委員からは、「男女共同参画に関連して、人権について教えていくことが重要だと思う。」とのご意見。
- ・これらのご意見についての対応方針としては、男女平等教育については、現行の基本計画及び男女共同参画計画に記載があり、人権の観点も含めて推進してきました。素案では、「あらゆる分野において」という文言の中に、学校教育や家庭教育も含めて考えていたところです。ご指摘を受け、きちんと文言として出すことが必要だろうと考え、「現状と課題」の一部を「幼少期からの教育や意識啓発を促進するとともに、男女が共に尊重し、お互いを理解し合いながら活躍することができる社会環境の整備・・・」という主旨の文章に変更することを考えています。併せて、施策1の本文中に、現在は「意識啓発」としか記載されていないところ、「男女平等教育や意識啓発を行う」というように文言を出していきたいと考えています。
- ・次に、33番、村木委員のご意見です。「6-3-1、施策2、主要事業の『各種審議会への女性委員登用の促進』について、女性が少ない分野については、女性委員が足りないからという理由で審議会等の委員を依頼されるというのは、一種のハラスメントではないか。配慮が必要ではないか。」とのご意見です。これについては、反省しなければならず、目標値の達成のため、個別分野の特殊性を考慮せず、画一的な対応をとることがないように配慮してまいりたいと思います。しかしながら、審議会等への女性委員の登用促進は、市の施策として進めていく必要があると考えていますので、指標としては採用したいと考えています。
- ・次に34番、有馬委員のご意見です。「6-3-1において、記載内容が一般的で、船橋市としてどうしたいのかが見えてこない。例えば、市や教員の女性の管理職登用率を指標とするなど、市の姿勢を示してはどうか。」とのご意見です。別紙の10ページをご覧

ください。まず、現状をお知らせする必要があると考え、補足説明とさせていただきます。船橋市職員総数に占める女性の比率は、平成 14 年から平成 22 年まで、38.9%から 42.0%ということで、4 割前後で若干増えています。一方、船橋市の課長以上の管理職に占める女性の比率ですが、こちらは平成 14 年から 22 年で、9 人から 10 人と、増えたり減ったりしながら推移しています。比率としても 3%から 4%で推移しています。女性の比率に比べて、女性管理職の比率は低いという事実があるかと思われます。

- ・対応方針としては、市の職員に限らず、女性管理職の拡大は重要な課題であり、現在策定中の「第 2 次男女共同参画計画」でも掲載する方向で検討中です。しかしながら、基本計画の中では、基本的にひとつの施策にひとつの指標を掲げる形で指標を作っている関係から、施策 2 の政策・方針決定の場への共同参画の促進の指標としては、市内部の管理職登用率よりも、市民の参画度合いを示す審議会等への女性委員登用率の方が適するものと考えています。
- ・次に 35 番、まき委員の「6-3-1 の分野の中に、『母性の保護と健康維持』が抜けているが、どう扱うのか。」とのご意見。こちらについては、1-1-2、施策 2 及び施策 3 に「母性の保護と健康維持」にあたる部分が記載されているため、6-3-1 の中では再掲はしていないということです。
- ・最後に 36 番、まき委員の「6-3-1、施策 3 の主要事業、『配偶者からの暴力の被害者に対する支援』で、暴力は配偶者だけとは限らないので、語句の訂正をお願いしたい。」とのご意見です。こちらについては、「配偶者等からの」と字句の訂正をしたいと考えています。
- ・以上です。

(会長)

- ・事務局の対応方針について、各委員は了承するか、小委員会で議論するか、特に時間がかからない場合にはこの場で議論するか、それぞれの項目についていずれかを選択してください。
- ・項目 1、村木委員と北澤委員のご意見についていかがでしょうか。

(村木委員)

- ・回答にあるように、生産緑地に力点を置くならば明確に示してください。
- ・船橋市には、都市計画調整区域内に、50 戸以上の建築物が連たん（50 戸連たん）している地域が多く、そのため、市街地と農地の調和を考えているのであれば、都市計画法 34 条などを睨みつつ、基本計画だからこそ書けることを記載した方がよいかと思えます。
- ・資料 4 の項目 4 ですが、都市計画マスタープランは、規制を誘導するためのツールはありません。そのため、前回、条例について発言させていただきました。主要事業の中に必要な条例について記載した方がよいのではないのでしょうか。
- ・その他の指摘項目については、特に意見はありません。

(都市計画部長)

- ・「農地と市街地の調和」という表現が望ましいかどうかは検討する余地があります。しかし、船橋市は市街化調整区域に加え、市街地に農地が多いという特徴があります。特に農地は、ゲリラ豪雨の保水機能等の多面的な用途を持っているため、生産緑地で守っていきたいという考えもあり、ここでは、「農地と市街地の調和」としています。
- ・条例については、船橋市は環境共生まちづくり条例を制定していることに加え、その他、緑や景観などの様々な条例が既に制定されています。このように、個別の条例があるため、新たに条例を策定しなくても、全て併せて対応できるのではないかと考えています。
- ・先程、50戸連たんについて指摘がありましたが、当市では既にそちらへの備えも進めています。そのため、新たなまちづくり条例は考えていません。

(北澤委員)

- ・項目2について、市民の目線からみると、農地が市街化区域にあるのか、調整区域にあるのかなど、市街化区域等の意識はないと思います。市が確保したい農地面積や農業振興地域等を数値で具体的に示すことはできないでしょうか。

(事務局)

- ・今回は都市計画という観点から意見を述べればよいのでしょうか。

(都市計画部長)

- ・都市計画として守る手段として、生産緑地が挙げられます。しかし、全ての農地を守るためのツールがないため、数字として示しにくく、ここでは数値目標を掲げていません。

(まきけいこ委員)

- ・村木委員が指摘された条例は、行政が使えるツールを策定することが必要ではないかという指摘であったと思います。
- ・船橋には、様々なメニューに対応した条例がありますが、農地と住宅地あるいは開発等とのバランスなど、十分に対応できていません。地方自治体が持つツールは限られていますが、これらの問題を解決するための方法を提案する必要があると思います。もう少し踏み込んで高い目標を示してもらいたいです。

(村木委員)

- ・前向きな発言ではありませんが、都市計画によって解決できないことを基本計画の目標にしても意味がないと思います。
- ・都市計画では、生産緑地以外で農地を守ることは難しく、また、生産緑地の指定をされても、50年経過したり、または世代交代したりすると、指定を解除されてしまいます。指定が解除されると、その土地が売却され、緑地が徐々に減少しているのが現状です。

- ・もし、現在の条例だけで土地利用の誘導をするのであれば、どの条例によって船橋市が積極的にまちづくりを進めていくのかを明確に記載した方がよいと思います。

(金沢委員)

- ・船橋市では、都市計画マスタープラン通りに都市計画が進んでいないのが大きな問題なのだと思います。船橋市には、都市計画マスタープランの実効性を高めるための方向性はあるのか。あるのだとすれば、具体的に入れた方がよいというご指摘なのではないでしょうか。

(都市計画部長)

- ・都市マスタープランに限らずどんな計画でも、全てを完全に達成することは難しいという面はあるかと思います。場合によっては達成できないこともあるでしょうし、変更になることもあるのだと思います。
- ・基本計画と並行し、都市計画マスタープランも更新作業を進めています。その際に、全体的に見直しを図り、できることを記載し、できないことは記載しないようにしたいと思っています。

(金沢委員)

- ・現実に合わせて都市マスタープランを書き直すことは、あまり望ましいことではないと思います。農地を守っていくとか、市街化の中で緑地を守るということをきちんと記載して、可能か不可能なのかは実施計画で対応すればよいのではないのでしょうか。

(都市計画部長)

- ・誤解を与えるような発言をして申し訳ありません。現行の都市計画マスタープランで示した気持ちは変わりません。結果として出来なかったものを放棄するというわけではありませんし、今後とも出来るものについても継続的に取り組んでいきたいと考えています。
- ・先程の発言は、都市計画として農地を守る手法は、生産緑地の都市計画でしかないが、これでは全てを守りきれないという意味です。ただ、全く放棄するというのではなく、可能な限り地権者に農地を残してもらうように促し、市街地と調和した農地を守っていききたいということで記載しています。

(会長)

- ・小委員会で議論した方がよいかと思います。
- ・改めて事務局で論点を整理していただきたい。できる、できないではなく、農地の保全の難しさを共有しておくことが大切かと思います。
- ・項目3について、ご意見はありますか。

(村田委員)

- ・148 ページの都市景観に対する市民の満足度のあたりに、「基本計画の記載は現在のレベルであると考え。」と書いてあります。しかし、屋外広告については、警察とパトロールしていても、狭い道路の間に広告が立っているなど、全てを解決できないのが現状です。
- ・この対応では、この事態が前進しないと思いますので、小委員会での検討を希望します。

(会長)

- ・項目5について、まき委員の方からご意見はありますか。

(まき委員)

- ・都市計画の中でも積極的に市民参加を確保する方向性を打ち出すべきであると思います。小委員会での議論を希望します。

(会長)

- ・項目6の議論について、川井委員はいかがでしょうか。

(川井委員)

- ・今回の場で議論していただきたい。

(北澤委員)

- ・「潤いがあふれるベイエリア」のイメージが不明瞭です。「郷土の文化を活かしたにぎわいのあるベイエリア」など、潤いのア内容について具体的にイメージしやすいように、船橋らしさを活かした記載をした方がよいと思います。

(事務局)

- ・北澤委員のご意見は、「海を活かしたまちづくり」を鑑みつつ、表現について改めて検討させていただきます。

(会長)

- ・項目9、斎藤（哲）委員のご意見はいかがですか。

(斎藤（哲）委員)

- ・市民の生活と一体化していた里山が、今はそれとかけ離れ、荒れているという実態があります。市民と里山が連動できればという観点を考慮していただきたい。現状では、子ども達は、環境と触れあいにくい状況にあります。緑の保全と併せて、もう少し市民の生活に近い形で、里山の活用について考える必要があると思います。

(川井委員)

- ・企画調整課が把握しているのかは定かではありませんが、毎年、里山保全の森林講座が北部公民館で実施されています。その都度、船橋北部地域に市民団体を作り、その団体が後継者のいない農家の森林を借りて、下刈り等森林の整備をしています。この中でも代表的な団体である NPO 法人「こびすくらぶ」は、林野庁から表彰を受けています。
- ・これは単なる里山保全ではなくて、森林施策計画に認定されると、森林の相続税(国税)が3割軽減されるもので、その制度を同団体が県下で初めて活用しました。このような活動は、行政が主導で進めているため、基本計画内の表現についてももう少し工夫した方がよいのではないかと思います。
- ・この活動によって、荒れた山林がかなり整備されてきています。この費用は国や県が負担し、森林の所有者に直接補助されています。この活動が市民レベルで広まっていけば、里山の保全がより進んでいくのではないかと思います。

(会長)

- ・小委員会で議論してもよろしいですか。

(斎藤(哲)委員)

- ・先程の発言について記載していただければ、特に問題はないと考えています。

(事務局)

- ・本件については、第2章で里山について触れていますので、その中で対応させていただきたいと思います。
- ・なお、NPO 法人「こびすくらぶ」については、船橋市で国土交通省に推薦しており、状況については把握しています。

(会長)

- ・では、後ほど案を提示してください。

(金沢委員)

- ・第2章に里山に関係することは入っていますが、「里山」という文言は入っていないように思います。

(事務局)

- ・74 ページにあります。

(金沢委員)

- ・確認できました。

(会長)

- ・続きまして、村田委員、斎藤（哲）委員、本木委員、項目 10～12 についてはいかがでしょうか。

(斎藤（哲）委員)

- ・船橋駅前には自転車放置が多く、歩道はでこぼこが多く、道路の整備が十分ではありません。障害者・高齢者への危険性や、防災の観点からもまちづくりやみちづくりを議論していくべきだと思います。
- ・理想になりますが、里山と住宅地を結ぶような道、家から少し歩けば散策ができるグリーンラインのようなものができればよいと思います。防災の観点や、市民への憩いという観点からも、小委員会で議論を希望します。

(本木委員)

- ・この対応策でやむをえないと思います。
- ・別紙 2 ページの枠外にある、「手すりに代わるガードパイプ」とはどんなものですか。

(事務局)

- ・ガードレールではなく、支柱をパイプで繋げたものを指します。これはガードレールとは異なり、手すりのかわりにもなります。市内でもすでにそういった整備を進めているところもあります。

(本木委員)

- ・船橋市の道路は住宅地に入ると特に狭く、35～36 年前頃に開発された地域は、崖や山を切り崩したまま道が造られたため、坂道が多くなっています。そのため、高齢者は遠回りして帰宅しているのが現状です。
- ・市内の道路は二間道路ばかりであり、歩道を造れるような条件ではないと思われます。

(会長)

- ・この件については、小委員会で議論することとします。
- ・項目 14 についてはどうでしょうか。

(山下委員)

- ・事務局の説明で了承しました。

(会長)

- ・項目 15 についてはどうでしょうか。

(まき委員)

- ・事務局の説明でも納得ができないため、小委員会で議論させていただきたい。

(会長)

- ・項目 16 についてはどうでしょうか。

(金沢委員)

- ・小委員会で議論させていただきたい。

(会長)

- ・項目 17 についてはどうでしょうか。

(本木委員)

- ・提案いただいた資料はわかりやすいと思います。
- ・1 点言及させていただくと、飯山満土地区画整備事業は、整備完了の目標が平成 32 年となっていますが、早急に事業を進めてほしいというのが市民の願いです。
- ・この事業は、人権の観点からも問題があります。具体的には、この周辺には、仮換地対象区域として 20 年間近くも制限を受けている住人がいます。この住人は、家が老朽化しても立て直しも出来ず、高齢期を迎えています。そのため、平成 32 年という目標の最終年度まで期間をかけるのではなく、行政として一刻も早く整備を進めていただきたい。

(会長)

- ・項目 18 についてはどうでしょうか。

(有馬委員)

- ・特に問題はありません。

(会長)

- ・項目 19 ですが、広報を届けることは市の義務だと考えています。しかし、実態は 100% 普及することはできないため、指標として適さないのであれば仕方ないのかもしれない。
- ・小委員会では議論しませんが、これは改めて私の方で他の指標があるか検討させていただきたい。
- ・続いて項目 20 はどうでしょうか。

(斎藤(忠)委員)

- ・事務局の対応方針でよいと思います。

- ・「各種媒体」の中に含まれているのかもしれないが、「情報バリアフリー化」という単語が入ることで、携帯電話と連動した活字読み上げ機能など、より多様な媒体が含まれると思われるため、望ましいと思います。

(会長)

- ・項目 21 について本木委員から意見はありますか。

(本木委員)

- ・「町会加入世帯数」という指標で結構です。
- ・また、この指標は自治会連合会としても取り組んでいく課題です。

(会長)

- ・項目 22 について意見はありますか。

(山下委員)

- ・基本的には事務局の説明で了承しています。
- ・以前、「船橋市民協働のあり方検討委員会」にて、ワンストップの地区社会教育委員会について議論されていました。これは非常に魅力的ですが、このままでは現在進められている 4 地区以上に広まっていかないように思えます。
- ・小委員会で議論させていただくか、この場で方向性を示していただきたいです。

(会長)

- ・この項目については小委員会で議論することとします。
- ・項目 24、25 について、金沢委員、斎藤（哲）委員の方から意見はありますか。

(金沢委員)

- ・この内容で問題ありません。

(斎藤（哲）委員)

- ・相談件数の内訳は、訪問件数のみなのか、あるいは電話も含めているのか、具体的な説明をお願いします。
- ・相談に出かけることは負担が多く、電話も周りに家族がいたりでなかなか出来ないことがあります。私は、ボランティア仲間と協力しながら、インターネットでの悩み相談を受けています。このようなインターネット等を通じた相談はここに含めているのでしょうか。

(事務局)

- ・詳細は把握していませんが、少なくとも電話を含めています。

(斎藤(哲)委員)

- ・相談件数を増やすだけでなく、少し新たな施策を打つことが必要ではないかと思いません。

(会長)

- ・相談件数を増加させることは必ずしもよいとは言えません。
- ・インターネットの相談が最も相談しやすく、次いで電話、個別面談となるかと思えます。このように相談の重層的な構造について言及すべきなので、この項目については小委員会で議論することとします。
- ・項目 23 についてはどうですか。

(本木委員)

- ・項目 23 は、観念的に分かります。行政が具体的に制度化するのは難しいのではという疑問はありますが、この説明で結構です。

(会長)

- ・項目 26～28 についてはどうですか。

(金沢委員)

- ・修正の文案には、支援を含めてくれたので結構です。民間企業へは周知・啓発までしか行えないため、事務局案で了解しました。

(まき委員)

- ・市の事業を委託する際に、どの程度男女共同参画社会に向けた取組みが進んでいるのかを指標にして、もう少し考えて委託業者を選定しても良いのではないのでしょうか。

(会長)

- ・項目 29～32 についてはどうですか。

(村田委員)

- ・大人になってからよりも、幼少時からの男女平等教育が重要であり、その方が人々に浸透すると思います。また、人権やいのちについての尊さも同様だと思います。そのため、今回のように対応することはよいことだと考えます。

(斎藤(哲)委員)

- ・これは難しいテーマです。例えば、中絶は全国で 39 万人となっており、その約 1 割が 10 代です。具体的には、セックスや性病等の問題で見ると、高校生ならば 30～40%、大学生では 50%程度が十分に学んでいません。

- ・これは、男女共同という観点だけではなく、命とか性とか、人を人として考えることなどそういう点についても、家庭での学習がないためではないかと思います。今日では、何かあればすべて学校が対応することになっており、学校への負担が増大しているため、それも難しいかと思われまます。明確な解決方法は挙げられないが、意見として挙げさせていただきます。
- ・素案の表現については、この方向性で構いません。

(まき委員)

- ・私の発言の部分は、事務局の提案で結構です。

(会長)

- ・項目 32 については、この内容で問題はないと解釈してよろしいですか。(異議なし)
- ・項目 33 についてはどうですか。

(村木委員)

- ・結構です。

(会長)

- ・項目 34 についてはどうですか。

(有馬委員)

- ・小委員会で議論するにしても、大きな問題となっており、部分的に検討することは困難ではないかと思われまます。
- ・男女共同参画社会の形成全体について、船橋市の方向性が見えてきません。第 6 章「新時代を開く創意と意欲にあふれるまち」の中に、男女共同参画社会の形成が入っているのですが、この項目は、分野別計画が少子高齢化社会をどう乗り越えていくのかを示す大事な柱だと考えています。
- ・施策の方向性も問題への対応に留まるという消極的なものになっており、現時点では、施策 2「政策方針決定の場への共同参画への促進」や、施策 3「男女共同参画の計画的な推進」でしか積極的な施策がありません。ここからでは目指すべき姿を達成できないのではないのでしょうか。
- ・男女共同参画計画で記載したからよいのではなく、総合計画の中でとても重要な項目であるため、表現も含めて施策や指標を打ち出していった方がよいと思います。
- ・小委員会で議論させていただきたい。

(会長)

- ・「管理職登用率よりも女性委員登用率の方が適切である。」という論理にはならないと思います。両方書いたらどうか、またそう書けない理由を次回の小委員会でご説明いただ

ければと思います。

(有馬委員)

- ・職員数が男性6:女性4の割合ですが、女性管理職は現実的に3~4%となっています。女性の人件数だけでなく、管理職登用における機会の平等について整理して示すべきではないでしょうか。

(会長)

- ・項目35、36についてまき委員から説明がありますか。

(まき委員)

- ・項目35について、前期計画においては「母性の尊重と健康の保持・増進」という文言でした。
- ・先程、斎藤(哲)委員から中絶について説明がありましたが、女性の体の教育という観点からも必要な項目なので記載すべきだと思います。他の委員からの意見も伺いたいで、小委員会ぜひご議論いただきたいです。
- ・項目36番はこれで結構です。

—休憩

(会長)

- ・まず7章について事務局から説明していただきたい。

2. 分野別計画 第7章について

(事務局)

—「素案」第7章、リーディングプランについて説明。

第7章 計画の推進に当たって

- ・それでは第7章の概要を説明させていただきます。まず、173ページ、扉のページをご覧ください。

ここでは、第7章「計画の推進にあたって」は、1~6章までの政策を着実に実施するための、市政・行政運営の考え方や推進方策について述べている章であり、他の章とは異なる性格を有するという本章の位置づけを明記しております。

また、7章については、「1~6章を支える土台であり、その成果は、市政全般にわたって実現されていきます」という性格上、7章に掲げる施策や事業、例えば組織のスリム化や行政改革の推進などが「手段」ではなく「目的」となり、1~6章の推進を妨げるようなことがあってはいけないといった議論が、庁内策定会議でなされて来ました。このため、本章については、他の章のように、施策1つにつき指標1つを無理にたてることはせず、7章及び1~6章の推進に役に立つという意味で、必要な指標のみを掲げ

ているところです。

▪ 7 1 1 「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営

174 ページをご覧ください。

この大分類では、中核市の権限を効果的に活用した政策展開や、「地域主権」に対応できる体制づくり、都市ブランドの確立等により、積極的に「選ばれる都市」を目指すといった内容について記載しております。

市政全体のクオリティを高めるという大きな内容であるため、指標としては、「市政全体に対する市民の満足度」及び「船橋市への定住志向」を掲げているところです。

▪ 7 1 2 自律的・効率的で透明性の高い行政運営

次に 176 ページ、712「自律的・効率的で透明性の高い行政運営」ですが、ここでは、自律的な行政運営と、限られた行政資源の効率的・効果的な運用により、質の高い行政サービスを提供することを目指して、適正な行政組織の確立と人材の育成、行政改革の推進、公正で透明性の高い行政運営、行政サービスの向上といった内容について述べています。

現行の基本計画にない観点としては、「全庁的な危機管理機能の強化」や「行政評価システムの構築による P D C A サイクルの確立」「内部統制の整備・運用」などが述べられております。

指標としては、今後実施予定の行政評価に基づく「事業見直しの達成率」のほか、主観的な指標となりますが「効率的・効果的な行政運営」及び「窓口等での職員の対応」に対する市民の満足度を上げております。

▪ 7 1 3 安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

180 ページ、713「安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立」です。こちらでは、安定的な行政サービスの提供が可能な財政基盤の確立を目指して、公平で適正な課税・収納をはじめとする歳入の確保、及び、試算の効果的な活用について述べているところです。

指標としては、経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標を掲載すべきとの意見もございましたが、経常収支比率については、1～6章の政策に力を入れれば入れるほど、経常的な経費が増えてしまうということなどもあり、庁内策定組織で検討した結果、市税収納率のみを指標としているところです。

なお、財政関係のうち、歳出の削減については、712の行政改革の推進で述べているところです。

▪ 7 2 1 広域的な連携の推進

最後に、182 ページ、712「広域的な連携の推進」です。こちらでは、近隣自治体との市域を越えた連携や国・関係自治体との政策調整を進めることにより、市民にとっての利便性の向上や課題解決を図り、もって行政サービスの向上につなげようということで、都市間連携の推進と、国や県、関係自治体等との政策調整という2つのことについて記載しております。

指標としては、「関係自治体との連携事業数」を掲げております。

現状値は、先ごろ庁内調査を行った結果、64件の連携事業が行われている状況ですが、どこまでを連携事業と考えるかで変わる部分もあるため、再度精査の上、現状値・目標値を設定する予定であります。

・以上です。

・それでは、リーディングプランについて、説明させていただきます。

・素案の18ページをご覧ください。こちらの2番、基本計画の構成の中でリーディングプランについて述べております。特に優先的に取り組んでいく施策・事業の総称であり、計画全体を効率的・効果的に先導し、各分野に広く横断的に渡るものであり、分野別計画の相乗的な効果を発揮させるものとして位置づけられたものと記載されています。

・1枚めくっていただき、そこからリーディングプランの中身になります。

・まず、これまでの検討の流れについて説明させていただきます。

平成20年度から平成21年度に、後期基本計画策定のために行った基礎調査や市民アンケート調査、市民会議等による課題整理の結果を踏まえて、職員プロジェクト19名によるリーディングプランの検討、提案が第1回総合計画策定委員会にて行われました。こちらにつきましては平成21年度の報告書の一つとして、すでに配布させていただいております。

また、本年度は、提案内容をもとに事務局である企画部としての意見も取り入れたものを、プロジェクトメンバーと検討し、取りまとめたプラン案を各章の部会長・副部会長で構成される幹事会に提示し、検討して頂きました。

・その後、幹事会での意見を受け、事務局として練り直したプランを、再度各部会・分科会・幹事会の間を経て副市長以下部局長で構成する委員会にて説明を行い、調整を行ったものが素案に掲載されているものです。

・お配りした資料6-1は、基礎的なデータ調査による市の特徴や課題、市民アンケートの結果意見や要望の多かったもの、市民会議における課題の提起や提案、職員プロジェクトチームによる課題整理の結果をまとめたものです。資料6-2は市民会議で提案された市民が考えるリーディングプランと現在の素案のリーディングプランの対応を示したものです。資料6-3は現行の基本計画のリーディングプランと素案のリーディングプランの対応関係を示したものです。

・また、策定に当たっての考え方としましては、これまでの調査研究結果や策定方針を踏まえ、あらゆる行政施策を網羅するのではなく、目指すべき都市像の実現に向け、平成24年度からの計画期間中に「特に」対応すべき課題（弱み）や、活用すべき資源（強み）を洗い出し、それらに対応することによる選択と集中を図るものとなりました。

・このため、現行の基本計画では11のプランがありましたが後期基本計画では5本に絞り込みを行い、また、突出した魅力を付加価値とする「らしさ」や「市の魅力」を創出することにより、将来にわたって「選択される都市」として、活力を維持し続けるための戦略として、リーディングプランを作成するものとなりました。

なお、「あらゆる行政施策を網羅」するのは、分野別計画でなされているため、分野別計画のすべてがこのリーディングプランに関連しているわけではありません。しかしながら、目指すべき6つの都市像と計画の推進に当たっての全7章のうちいずれかの要素は、必ずどこかのプランに結び付けられている。といったものとなっています。

- ・続きまして、プランの説明をさせていただきます。
- ・素案の20ページをご覧ください。各プラン内容について説明いたします。
- ・まずプランの①『安心して暮らせるまち』についてですが、全体的な構成として、計画書には見開きの頁で、現在書いてある内容を載せる予定です。レイアウト等につきましては、最終的にはビジュアル面も配慮し、取りまとめさせていただく予定です。
- ・それでは、内容の説明に移っていきますが、まず、「このプランでは」の部分で保健・医療・福祉サービスの充実、防災・防犯・消防力の強化、安全な道路の整備、生活利便機能を備えた身近な地域づくりなどを進めるとともに、支えあいのコミュニティを再生することにより、安心して暮らせるまちを目指します。として、本プランの内容を端的に説明しております。
- ・また、このプランを実施する現状や背景、としましては左中段にあります通り、単身世帯や新規住民の増加、生活の個人化や価値観の多様化等により、地域の連帯感や支えあいの意識が薄れつつある中、コミュニティの再生が必要となっています。また、保健・医療・福祉、災害、日常生活など様々な面から、安心して暮らせる環境が求められていることを掲げています。
- ・その右側には、このプランを実施することにより期待される効果といたしまして、健康な市民の増加、救命率の向上、市民の安心感の向上、まちのバリアフリー化、日常生活機能の充実、二酸化炭素排出量の減少、地域のつながりの再生といった7点を挙げております。
- ・下段にはプランの実現に向けた主な取り組みを4点掲げております。①点目が市民の健康の保持増進や、必要な診療が受けられ多様な福祉サービスの充実を図る、といった「保健・医療・福祉の充実」、②点目が都市防災力の強化や防犯体制・消防力の充実、安心して通行できる道路整備やバリアフリー化などといった「安全なまちづくり」、③点目は、生活利便機能を備えた身近な地域づくりとして、鉄道駅等を中心に、日々の暮らしに不可欠な商業機能・生活利便機能・交流の場を備えた拠点を整えるとともに、公共交通の維持・改善により、拠点間を自動車に頼らず移動できる「身近な暮らしの拠点づくり」、④点目が、隣近所の助け合いを支援することで、互いに見守り・支えあうコミュニティを再生し、身近なところで安心を感じられるまちづくりを進める「支えあうコミュニティづくり」となっています。
- ・右側のページに移ります。右上に書いてあります数字は、分野別計画において、このプランと関連のある各章の数字を表わしております。今回は下にも示してあるとおり、1章・2章・4章・5章・6章が関連している、ということになります。
- ・また、関連施策として掲げているのが、分野別計画に記載されている各施策、体系でいうところの小分類の名称を一覧にまとめたものでございます。今ご説明しました保健・

医療・福祉としての第1章に該当する施策のほか、2章として防災・防犯・消防や、4章として地域の商業環境、5章として安心して通行できる環境づくり、6章としてコミュニティ施策が掲げられており、これらの施策を推進することで、このプランの目指すべき姿の実現に向け、進んでいこうというものです。

- ・このプランの背景には、新基本計画策定に係る市民アンケートの中で『船橋市が目指すべきまちのイメージ』という問いに対し、「子どもからお年寄りまで安心して暮らせる」(56.8%)という回答が突出して高かったというのがあります。
- ・今回、5つのプランを掲げておりますが、その順番としては、まず、このような、保健・医療・福祉に加え、防災防犯といった安心安全や生活拠点機能の確保、コミュニティの再生といった必需性の高いものから順に、次に説明いたしますが、環境問題に対する意識の高まりに対してのプラン②を、福祉や教育といった面からの子育て、子育てのプランを3番目に配置し、以降は市の付加価値を高めるためのものとして、主に市外の人を呼び込もうというプランを4番目に、また、市民に愛され、育まれるまちとしてのプランを5番目という具合に配置しております。
- ・それでは次のプランに移ります。1ページめくっていただきまして、プランの②『未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち』です。
- ・このプランでは、市全体で高い環境意識を共有し、自然とふれあえる環境づくりや、地球環境保全に向けた取り組みを行うことにより、将来の世代が良好な環境のもとで暮らすことのできるまちを目指す。ことを掲げ、地球温暖化が進行していく中、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもと、環境負荷の低減や循環型社会の構築に取り組むことが求められている、という現状のもと、主な取り組みとして、省エネ活動やリサイクルに向けた普及啓発や仕組み作り、といった「エコ・スタイルの推進」、環境負荷の少ない交通手段への転換や下水道ごみ処理体制の拡充などの「環境負荷の少ないまちづくり」、市の魅力である自然を身近に感じられる「自然とふれあう場づくり」を行っていくものです。これらによる期待される効果としては、二酸化炭素排出量の減少、水質の改善、緑の保全・創出、市民のまちづくりに対する参加意識の向上などが挙げられております。
- ・右側に移りまして、関連施策としては第2章の環境関連、3章としては環境学習などに関連するもの、4章としては農業や漁業と消費者のリサイクル、5章としては計画的な都市づくりと、ベイエリア、自転車や公共交通の整備、6章は環境に関係する市民活動として掲げております。
- ・続きまして、プランの③『笑顔があふれる子育て・子育てのまち』 についてですが、このプランでは、誰もが子どもを産み育てやすい環境を地域や社会が支えることにより、未来の担い手である子どもが笑顔で健やかに育つとともに、子育て世代にとって魅力があるまちを目指す。ことを掲げております。
- ・昨今の社会情勢の変化により、家庭や地域を含めて、子供を取り巻く環境が変化している中、子どもを産み育てやすく、子ども自身が人間性豊かに成長できる環境が求められている。という現状のもと、主な取り組みとして、子どもたちが自立心や社会性を育て

ていけるような活動の場と機会の確保や、教育の充実も含め、地域全体で連携しながら子供が健やかに育つための「子育て支援」。保育所待機児童の解消や子育て世代の多様なニーズに合ったサービスを提供できる体制の整備や、様々な団体による子育て活動を促進、支援する「子育て支援」を行っていくものです。

- ・これらによる期待される効果としては、子どもの健全育成や生きる力の醸成、市民のワークライフバランス（仕事と生活の調和）の向上、家庭や地域の子育て力の向上、子育て世代の定住促進などが挙げられております。
- ・右側に移りまして、関連施策としては第1章の子育て支援関連、第2章としては公園緑地の整備、第3章として家庭・地域との連携や、学校教育・青少年施策の充実、第6章としては地域で子供たちを見守る市民活動として掲げております。
- ・続きまして、次のページへ移ります。プランの④『人が集まる元気なまち』ですが、このプランでは、職・住・遊の目的地として、積極的に選ばれるための魅力づくりを行い、人が集まる活気あるまちを目指す。ことを掲げております。
- ・都市間競争が進む中、船橋市においても、立地条件の良さや、利便性などの強み、農水産物や海などの地域資源を生かした魅力の創出により、選ばれる都市を目指すため、主な取り組みとして、市街地整備や交通の利便性を高める、「快適さアップ」、商工業振興や誘致による「活力アップ」、回遊性の創出や、船橋の地域資源を市内外へ発信していく「注目度アップ」に取り組んでいくものです。
- ・これらによる期待される効果としては、都市イメージの向上、職住近接による市民のワークライフバランスの向上、雇用の創出、経済の活性化などが挙げられております。
- ・右側に移りまして、関連施策として、例えば、第2章では公園緑地の整備や、海という地域資源を活かした施策、第3章では、家庭・地域との連携や学校教育、青少年施策の充実、第5章としてはバリアフリーのまちづくりと良好な景観の保全と形成、といったことが掲げられています。第7章としては、都市ブランドの確立を掲げています。
- ・最後に、プランの⑤『市民に愛され、育まれるまち』です。このプランでは、市民一人ひとりが、船橋をもっとよく知るとともに、地域や市の課題を、周りの人々とともに考え、解決するようになることで、「ふなばし」がさらに市民に愛され、育まれるまちとなることを目指す。ことを掲げ、定住志向や愛着を持つ人の割合が高く、地域活動への参加ニーズも増えていること、また、高齢化の進展とともに元気な高齢者も増加しておりますが、その能力・活力を発揮できるような環境は十分とは言えない状況に対し、「ふなばし」に、より一層愛着と親しみを持ってもらえるように、主な取り組みとして、自然や歴史、生涯学習活動を通じた「魅力を発見」する機会の充実や、身近な地域活動への参加をきっかけとして、地域の問題を地域の人たち中心で考え、解決していくことができるような活動につなげていく「地域活動の支援と仕組み作り」、また、今後も協働によるまちづくりを進めるため、情報提供や公開に加え、「市内外に船橋情報の発信」にも取り組むものです。
- ・これらによる期待される効果としては、まちづくりの担い手の増加、自治意識の向上、一体感の醸成、そして市民満足度の向上などが挙げられております。

- ・右側に移りまして、関連施策として、第1章では福祉などの地域活動関連、第2章としてはまちの美化や自主防犯組織など、第3章としては文化やスポーツも含めた生涯学習の推進、第4章としては産品ブランドや観光事業といった街の魅力創出、第5章として市民参加のまちづくり、第6章として協働やコミュニティ施策のほか、情報の発信と収集、第7章として都市ブランドの確立を掲げております。
- ・以上の5つが、今回検討したリーディングプランの詳細でございます。事務局よりの説明は以上となります。

(会長)

- ・第7章とリーディングプランについて、まず第7章についてご意見はありますか。

(金沢委員)

- ・174 ページの7-1-1 「「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営」の「現状と課題」については、財政問題についても触れていただきたい。国による「地域主権改革」が進められる中、地方自治体が自らで決定する権限が広がる代わりに、財政的な裏付けが無くとも事業を進めてもよいことになっています。自分たちで決め、いろいろなことが出来るが、国がそのための財政措置をしないということが大きな問題になっており、地方自治体がそのための財源をいかに確保するかが焦点になっているということを記載していただきたい。
- ・176 ページの7-1-2 「自律的・効率的で透明性の高い行政運営」について、「施策の方針」の中で、限られた行政資源の中で最大の効果を出すことが主眼になっていると記載されています。それが、行政にとって最大の効果なのか、市民にとっての最大の効果なのかを検討する必要があると思います。現在では、行財政改革が進んでいる中で、財政削減の額が最大の効果とする例がみられます。しかしながら、公民館でのコピー機が10枚までしかコピーができない等、市民に不便をきたしている問題がみられます。数字で効果が上がることが、必ずしも市民にとっても大きな効果を上げているとは言えないと思います。私自身は市民にとって最大の効果があることが大切で、それをもっと具体的に記載していただきたい。
- ・181 ページ、7-1-3-1 「歳入の確保」の主要事業の中の「公金徴収の一元化の推進」はあまり評価できません。これは銀行口座の差し押さえをする制度が含まれており、その人のライフスタイルや人生設計を無視した制度となっています。むしろ、同じ主要事業に記載されている「多様な収納制度の導入」を進める方が望ましいのではないのでしょうか。
- ・181 ページ、7-1-3-2 「資産の効果的な活用」の主要事業の中の「市有財産の有効活用」という記載は、非常に危険ではないかと考えています。具体的に何を意図しているのかを明示すべきだと思います。
- ・183 ページ、7-2-1-2 「国や関係自治体との政策調整の推進」の中で、国・県事業の積極的な導入を図るとしています。国・県事業は、市にとって多大な負担となって

おり、それを引き受けることにより、市財政が破綻状態となることが危惧されます。船橋市は国・県の施設が多く、既に港湾整備事業や県道整備、医療センターで県の仕事を引き受けたりしているため、国・県と連携はすれども、積極的に推進する必要はないと思います。

(山下委員)

- ・ 174 ページ、7-1-1 「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営」の中で記載されている「都市ブランド」や「選ばれる都市」について説明していただきたい。
- ・ 180 ページ、「安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立」を見ると、「歳入に占める市税収入（自主財源）の割合が高く、市債等の借金も少ないなど比較的に健全な状態」と記載されています。一方で、「歳出に占める経常的な経費（扶助費や人件費、公債費等）の割合が高い」と書いてありますが、市債と公債の差がわからないので説明していただきたい。
- ・ また、投資的な目的に使える経費が少ないならば、都市ブランドの市債を発行することも可能ではないでしょうか。

(会長)

- ・ 事務局から説明していただけますか。

(事務局)

- ・ 船橋市は、地方交付税を国から貰っておらず、市税に依存している割合が高いです。そういう意味で言うと、借金は全国の市町村に比べて少ないです。
- ・ 一方、借金は少ないが、財政規模が小さいということがあります。そのため、必需となる扶助費や人件費、また、全国的には借金が少ない自治体とはいえ、返済しなければならない公債費もあります。
- ・ わかりやすくするため、記載の工夫はしたいと思いますが、内容自体は、矛盾していません。

(金沢委員)

- ・ 公債や市債、民生費と扶助費が混在して記載されており、行政用語で難しいかと思えます。部・款・項・目・節の表記が混ざっていることが、ややこしくなる要因ではないでしょうか。用語の説明を求めたらいかがかと思えます。

(斎藤（哲）委員)

- ・ 178 ページ、7-1-2-2 「自律的・効果的で透明性の高い行政運営」の中の「行政改革の推進」の主要事業に掲げられている「PFI 手法などの民間活力の活用」として、具体的に何を考えているのですか。

(事務局)

- ・具体的な施設等のアイデアはありません。
- ・大規模な事業は、PFI手法を導入することが考えられます。現在、市内の清掃工場の建て替えに向けてPFI手法を検討しています。また、他の建設物の建て替えに際しても、大規模な事業においてPFI手法を検討しています。

(斎藤(哲)委員)

- ・例えば、一部事務組合で、現在行っているものはあるのですか。

(企画調整課長)

- ・斎場の建設を4市合同で検討していますが、PFI手法を使うのかは決定していません。

(事務局)

- ・清掃工場について補足しますと、結果的にはDBO方式で実施することになりました。DBO方式はPFIとは言いませんが、PPPの一種であり、PFIの類似手法と考えています。なお、DBO方式は設計、建設、運営を一体で委託する手法です。

(会長)

- ・評価についての船橋市の取組について、また別の形でご教示いただきたい。
- ・次にリーディングプランも含めてご意見をお願いします。

(有馬委員)

- ・第7章「計画の推進にあたって」について、評価委員会を設置するとか、2年に1回事業評価をするというようなことを、この章に入れられるのかどうかと思います。総合計画に、基本構想と基本計画と実施計画があり、実施計画には多くの事業がぶら下がるが、基本計画の中に各種個別計画が記載されています。各種計画の評価委員会はありますが、基本計画の推進において評価委員会を設けることは記載しないのでしょうか。

(会長)

- ・毎年、指標を確認していくことが評価のひとつになると思います。これについて事務局から説明はできますか。

(事務局)

- ・基本計画の進行・管理における評価の手法については、来年度、検討を進めていき、基本計画の開始年次にあわせて方向性を示していきたいと考えています。
- ・ただし、この審議会の中では、検討・議論が出来ておらず、このフォームの中に書き込んでいくのは間に合わないかと思います。

(森田委員)

- ・各リーディングプランと分野別計画によって網羅的に施策が記載されていますが、選択と集中の時代の中では、船橋市として何を優先的に進めていくのかを示す必要があります。
- ・人材や資金、情報が潤沢にあればよいが、そのような時代ではない中では優先順位を示した方がよいと思います。

(有馬委員)

- ・森田委員の意見に同意します。重要課題が何か、最重要課題は何かを示すことで、全ての施策が横並びで示されているよりは、理解しやすくなるのではないのでしょうか。

(河村委員)

- ・5つのリーディングプランが選ばれた経緯について、事務局の説明の中で口頭にて補われましたが、この資料を見る限り、どのような背景で選ばれたのか示されていないように思います。
- ・船橋市の置かれている状況を示した中で、リーディングプランの5つが導き出されるものだと思います。
- ・リーディングプランの中に、横断分野・関連施策が多く抽出されているが、今後はこの中からさらに絞り込むという解釈でよろしいのでしょうか。

(会長)

- ・今の質問について事務局は回答できますか。

(課長補佐)

- ・リーディングプランについては、庁内の検討を経る中で出てきたもののため、すぐ変更できる施策ではありません。そのため、この場で対応方針について述べることはできかねます。
- ・しかし、審議会の場で「優先順位を示すべき」等のご意見が示されれば、それを基に庁内で調整することは可能です。

(会長)

- ・リーディングプランの位置づけについて確認させていただきたい。
- ・リーディングプランに指定された事業群は、たとえば担当部長を付けて進行管理しますとか、予算は1割高める等の具体的な意味があるのでしょうか。リーディングプランが何を意図しているのかを示す必要があるかと思います。具体的な対応方法を説明していただきたい。

(事務局)

- ・リーディングプランとの関連が深いものは、予算の査定の際に有利になるということはあるかと思います。ただ、会長が例に挙げられたような具体的な方針については、現時点で決まっていません。

(会長)

- ・次回の委員会の3月3日までに、小委員会を開催する必要があります。今度の第7章・リーディングプランのフィードバックを受けるという観点から、次回の審議会の開催はやや離れてすぎています。次回の小委員会までに検討結果を間に合わせないと、議論が間に合わせられないと思います。

(事務局)

- ・今回小委員会で開催したテーマは、議論が長引くことが予想され、さらにリーディングプランについてもとなると、1回の小委員会で間に合うのかどうか疑問です。2回実施していただくことも可能です。あるいは審議会をもう1回追加で開催することも可能なのかなと思います。

(会長)

- ・小委員会で示された内容を確認する意味でも、いままでの方法に従うともう一度審議会が必要になることが予想されます。
- ・2月2日(水)16時~21時に小委員会、2月16日(水)18時から審議会を開催するのがよいのではないのでしょうか。

(まき委員)

- ・小委員会と審議会の位置づけを考えると、小委員会の開催後に審議会と情報を共有するという手続きは必要だと思います。もう1回小委員会と審議会を開催することは構いません。

(会長)

- ・3月3日までの間に、もう1回小委員会と審議会を開催するということにします。
- ・2月2日に小委員会、16日に審議会ですよろしいでしょうか。

(事務局)

- ・審議会をもう一回開催する時間はあります。
- ・しかし、会場を確保する必要があるため、日程を変更する必要がある場合は、再度調整させていただきます。

(本木委員)

- ・ 2月2日開催だと日程が短く、事務局は資料を作る時間があるのか懸念されます。
- ・ 5時間開催することは問題ないが、16時間開催は参加が難しいのではないのでしょうか。

(会長)

- ・ 事務局においては、2月2日は資料ができるところまで結構です。議論を通じて、次の審議会で行政から回答をいただくことも可能ではないのでしょうか。
- ・ 他にこの場で発言しておくべき質問はありますか。

(斎藤(哲)委員)

- ・ リーディングプランは、「横断分野と関連施策」と記載されているが、何をもって横断としているのでしょうか。
- ・ リーディングプランも章立てとなっているため、結果的には縦割りとなっています。

(事務局)

- ・ 横断分野とは、リーディングプランが分野別計画に横断的であることを示しています。

(斎藤(哲)委員)

- ・ 具体化していくときに、横断的な活動を進めていく体制が必要ではないのでしょうか。これについて言及する必要があると思います。

(有馬委員)

- ・ リーディングプランの共通理解がないと議論が噛み合わないのではないのでしょうか。

(会長)

- ・ それについては、次回に説明していただくことでお願いします。
- ・ この5つのリーディングプランを見ても、全て一般的な話で、船橋市をイメージできません。おそらく首都圏の中でも海と里山がこんなに近いところはなく、東京湾の最も奥まった場所に位置している市であるなど、このような船橋らしさについて記載するべきではないかと思います。

(河村委員)

- ・ 私も同感で、船橋の強みについてはっきりさせるべきだと思います。
- ・ 「船橋市」を「日本」、「市民」を「国民」と読んでも理解できる文言になっているように思います。たとえば、リーディングプラン①を「国民の安心・安全を守ることが日本の最重要課題である。」と記載しても読めるような内容になっている。船橋市民の安心と安全を守るための特色が現れるようになった方がいいと思います。

(本木委員)

- ・リーディングプランは優先的に取り組むための事業であると説明を受けました。先ほど、この中で何を優先的に取り組むのかという議論がありましたが、この議論は小委員会に譲ることなので結構です。
- ・船橋市固有の状況になっていないのは、素案を作り上げる検討プロセスにあるのではないかと思います。市民のアンケートを集約して、市民会議で議論を進め、その結果を調整して、市民が求めているものができあがったのではないのでしょうか。この方法だと、内容は日本人全般が求めていることになるのだらうと思います。これについて何が正しいのかは議論があるところだと思います。

(河村委員)

- ・リーディングプランで選ばれた項目は、市民アンケートの中で高い割合であったと口頭で説明を受けました。しかし、資料にはその旨が記載されていないため、より盛り込んだ方がよいと感じました。

(事務局)

- ・補足ですが、リーディングプランは何かということに関して、現行の基本計画の 36 ページにその趣旨と現在の 11 のリーディングプランを記載しています。ご参照いただければと思います。
- ・また、1月29日(土)に、市民会議の参加者を対象に意見交換会を開催します。素案を説明し、ご意見をいただき、その結果を審議会にフィードバックさせていただきます。

(会長)

- ・それでは第5回の船橋市総合計画審議会を終了します。

(事務局)

- ・小委員会は、2月2日16時に参加できる人はお願いします。審議会の開催については、16日が過半数参加できることを確認した上で改めて依頼します。

(以上)